

昨年4月、住みよいまちづくりを目指す「自治基本条例」作成のための委員を募っていることを、広報「こうし」で知りました。

そのとき、住みよいまちづくりということに興味を抱き、条例づくりに参加させてもらうことにしました。

第1回の会合で「住民自治」という言葉を初めて耳にして、いったい何のことかと思いました。その後、大学の先生の講演やアドバイザーの方の話聞き、住民が主体となる市政運営のことだとわかりました。地方分権法が施行されてから、地方の財政は大変厳しくなり、市民と行政と

もに支えあっているかなければ、これからの市政は成り立たないこともわかりました。

わたしは、特に、住みよいまちづくりとは、子育てしやすい環境が整い、高齢者や障がいのある方が安心して生活できるまちを目指すことではないかと思っています。このことは、条例案にも重要なこととして示されていますが、市民の協力なしには考えられないことです。これからは、市民と行政が精一杯協力をし合い、住みよいまち合志市を創りあげ、次世代に残せるよう努力していけたらと心から願っています。



懇話会委員
田中 美代子さん（黒石団地）

住みよいまちを 次世代に

「まちづくり」ということは、旧町のときから合言葉のように使われていました。わたしも学校PTAやボランティアグループの活動を通じて、そのときどきに「このまち」で暮らすことについて考えてきた経緯があります。そこで、今回まちづくりについてみんなで考えていく懇話会委員に応募しました。

わたしたち懇話会委員の活動は、まず最初に、市民・行政・議会などそれぞれについて、現状を踏まえた上で、こうあるべきではないかという意見を自由に出しあうことから始まりました。

そして、以前、他市で検討された素案をたたき台にして、委員それぞれの考える合志市の自治のあり方につ



懇話会委員
上田 欣也さん（泉ヶ丘）

自ら答えを 求めることから始めよう

いて、文字通り意見を戦わせる会議を10回以上も行い草案を作りました。

普段、生活している分には、皆さん取り立てて不満に思うことはないかもしれません。しかし、たとえば信号待ちやごみステーションで「これ、何とかならないのか」と、ふと感じた瞬間はありませんか。そんなとき、この基本条例のことを思い出してください。条例は、そんなときどうするべきなのかが書いてあります。

今回、わたしが学んだことは「まちづくり」は、小さな疑問に自ら答えを求めていくことに始まるということです。

これからは、この条例を市民の皆さんに伝えていきたいと思います。

条例制定までの道のり

条例制定までにはいくつかの段階があります。今後の流れを紹介しましょう。

- ①懇話会から市長への提言がなされた後、上位法令との関係性のチェックや他の条例と整合しているかなど、行政としての検討をすすめる。市議会に上程するための自治基本条例「原案」を作成します。
- ②作成した「原案」は、市議会にかけ、前に、合志市総合政策審議会にも諮問します。

- ③諮問と同時期に、「原案」に対して広く市民の意見を聞くため、パブリックコメントを実施します。
- ②、③の結果を踏まえて最終案を作成します。
- 市議会への上程は、平成21年12月議会を予定しています。

※この間、市議会との連絡や調整を図りながら、「原案」を合志市らしい条例にしていくため、一緒になつて取り組んでいきたいと思えます。

条例が制定されたら

- ①合志市の自治基本条例が制定されたら、市民の皆さんに知ってもらうための説明会を行います。
- ②市民一人ひとりに理解いただくことが第一です。わかりやすい広報を工夫して周知を図ります。
- ③自治基本条例の理念や考え方に沿って、必要に応じて個別の条例等の制定や改正、制度の見直しを検討し、浸透を図ります。

一人ひとりが輝くために

まちづくりは、一人の力で達成できるものではありません。すべての市民が互いの権利を尊重しあいながら、協力してつくっていくものです。自治基本条例はその礎となるものです。条例制定までは、さまざまな方法で皆さんのご意見を伺う機会を設けます。合志の未来を一緒に創造していきましょう。



市 民 検 討 会

自治基本条例はまだ草案の段階です。

3月1日・8日、できあがった《草案》をよりよいものにするため、市民の意見を聞く『市民検討会』が開かれました。

検討会には、56人の市民が参加し、市民や議会、市役所(市長や市の職員)、市政運営や参画と協働について、日頃感じている思いを率直に出していただき、懇話会の《草案》と照らしながら意見交換を行ないました。

懇話会では、いただいた意見や提案をもとに、さらに検討を加え、提言書のまとめにつなげます。

自治基本条例に関するご意見・お問い合わせは

企画財政課 政策企画班
(合志庁舎)まで
☎(248)1813